

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発令を受けての

町立小中学校の臨時休業について

令和2年4月7日に、東京都などの7地域を対象とする、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されたことを受け、4月8日、香川県教育委員会より、臨時休業の要請がありました。

綾川町においても、対象地域への往来や対象地域から本町への来町・帰町によっても、感染者が増加することが懸念されるため、町立小中学校についての措置を、下記のとおり行います。

1. 臨時休業期間

○令和2年4月13日（月曜日）から令和2年4月24日（金曜日）まで

2. 部活動

○令和2年4月9日（木曜日）から令和2年4月26日（日曜日）まで自粛

3. 休業中の健康管理（感染予防）

○家庭での、健康管理（感染予防）として、下記のことなどにご留意ください。

- ・朝の検温
- ・手洗い、咳エチケット
- ・3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる）が重ならないようにすること。

4. その他

○小学校の校庭開放

- ・休業期間中の午後1時から午後4時まで、子どもたちの健康管理に配慮し、保護者の引率並びに管理のもと、各小学校の校庭を開放いたします。